

令和元年5月7日開会  
(第5回総会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第5回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和元年5月7日(火)
- 2 開会日時及び場所  
令和元年5月7日(火) 午後2時00分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和元年5月7日(火) 午後2時43分
- 4 委員氏名

(1)出席者(15名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	4番 東 康敬	7番 渡部 篤
8番 平野 利光	9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二
12番 内田 弘幸	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子
17番 鶴崎 進	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	

(2)欠席者(4名)

3番 松永 一	5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	13番 池田 兼三
---------	---------	----------	-----------

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
主 事	北尾 祥

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第4 議案第22号 農地法第5条第1項に規定による許可申請について
- 日程第5 議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第24号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

---

午後2時00分開会

○事務局長(坂本 英知君) 本日は、松永委員、森崎委員、林田委員、池田委員のほうから欠席

届がございまして、法の規程によります過半数を超えておりますので、会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さんこんにちは。

令和の時代になりまして初めての会議でございます。令和の時代を迎えまして心機一転、雲仙市農業振興のために皆様方に励んでもらいたいと思っております。

それでは、早速、ただいまから議事に入りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、令和元年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、4番、東委員、7番、渡部委員、両委員を指名いたします。

議事に入る前に、申請の取り下げがあつておりますのでご報告いたします。

議案書5ページ、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての受付番号8番について、申請地6筆のうち、吾妻町大木場名字西長砦1942番1は、現況が山林化しており、耕作することができないため、1筆のみ本日付で取り下げを提出されて、受理をいたしております。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、議案第24号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの5件を議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書2ページをごらんください。

議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたので総会の議決を求める。令和元年5月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページ、受付番号1番から議案書10ページ、受付番号25番まで、25件の申請があつております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長よりお願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号1番から7番です。

受付番号1番については、耕作利便のため買い受ける案件です。

次に、受付番号2番については、耕作利便のため譲り受ける案件です。

次に、受付番号3番及び4番については、譲受人が同一の案件で、親戚に譲り渡す案件です。

次に、受付番号5番から7番については、借受人が同一の案件で、借受人は新規就農者であり、今年6月から経営を開始するに当たり、新たに農地を借り受ける案件です。

受付番号1番から7番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号1番から7番について、何かご質問がありましたらお願いいたします。どうでしょうか、1番から7番まで。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ご質問がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号8番から21番です。

受付番号8番については、譲受人が親から受贈するための案件です。冒頭、議長から報告がありましたとおり、調査会で申請地のうち山林化している農地があるとの報告を受け、事務局を通じて1筆のみ取り下げをさせていただいております。

次に、受付番号10番から17番については、借人が採草放牧地の維持改良を図り、経済的地位の向上を図るため使用貸借する案件です。

次に、受付番号18番については、譲受人が親より受贈するための案件です。

次に、受付番号19番については、譲受人が耕作利便のため譲り受ける案件です。

次に、受付番号20番については、譲受人が耕作利便のため買い受ける案件です。

次に、受付番号21番については、譲受人が耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号8番から21番について、受付番号8番の1筆以外、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号8番から21番について、何かご質問ありましたらお願いいたします。8番から21番、ありませんか。どうぞ、東委員。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

この登記地目が原野ということで、原野の解釈というのは、農地の中の原野を貸しておることですか。もともと原野ということ、原野も農業委員会を通らないかんわけ。

○事務局（坂本 英知君） もともと登記地目が原野ということです。今、現況地目が採草地に牛を放牧しておられるということで、採草放牧地は農業委員会の許可が必要ということです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） よかですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長より、お願いします。渡部委員、どうぞ。

○委員（7番 渡部 篤君） 本日は西部調査会長の池田委員が所用による欠席のため、かわりまして報告させていただきます。議席番号7番、渡部です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号22番から25番です。

受付番号22番及び23番については、借受人が同一の案件であり、ともに規模拡大のため借り受ける案件です。

次に、受付番号24番については、申請地の隣接地に譲受人の農地があり、その農地の管理、保全のため申請地を買い受ける案件です。

次に、受付番号25番については、借受人は新規就農者であり、ことし6月から営農を開始するに当たり、新たに農地を借り受ける案件です。

受付番号22番から25番について、現地調査及び協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号22番から25番について、何かご質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から25番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書11ページをごらんください。

議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について次のとおり農地法第5条第1項の規定により許可を受けた事業計画についての計画変更承認申請があったので総会の議決を求める。令和元年5月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。議案書12ページ、受付番号1番の1件の申請がっております。詳しくは別添2の1ページをごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号1番については、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号2番で変更後の転用申請がされておりますので、一括して審議をしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、一括して審議します。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書13ページをごらんください。

議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年5月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書14ページ、受付番号2番になります。詳しくは別添2の9ページからごらんください。以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第21号、受付番号1番及び議案第22号、受付番号2番の審議に入ります。

それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の受付番号1番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請、受付番号2番について、申請地は平成13年9月に住宅用地への転用許可を受けたものの、諸事情により事業が着工されておりました。今回、資材置き場用地への転用の計画変更承認申請が提出をされました。申請地は農振白地、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地であると考えられます。

計画変更承認及び転用許可に当たって、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、議案第21号、受付番号1番及び議案第22号、受付番号2番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第21号、受付番号1番の計画変更承認申請及び議案第22号、受付番号2番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第21号、受付番号1番の計画変更承認申請を承認し、議案第22号、受付番号2番の転用申請を許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書13ページをごらんください。

議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年5月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書14ページ、受付番号1番と3番から議案書17ページの11番までの10件の申請がっております。詳しくは別添2の2ページからごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号1番です。

受付番号1番について、申請人は物流倉庫用地及び駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地であると考えられます。

受付番号1番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号1番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいた

します。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号3番から5番です。

受付番号3番から5番について、申請人は建売住宅用地及び進入路への転用を計画されています。受付番号4番が建売住宅用地、受付番号3番及び5番が進入路への転用申請となっております。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり、集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われま

す。受付番号3番から5番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号3番から5番について、何かご質疑がありましたらお願いします。3番から5番、どうでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、渡部です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号6番から11番です。

受付番号6番及び7番について、申請人は一般個人住宅、進入路への転用を計画されています。申請地は農振白地、千々石総合支所から500メートル以内にある農地であるため、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号8番及び9番について、申請人は作業場用地、資材置き場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号10番について、申請人は無線基地局を設置する計画であり、設置のための作業道への一時転用を計画されています。申請地は農振農用地、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、無線基地局設置までの一時転用であるため、例外的に許可できる案件であると思われま

す。次に、受付番号11番について、申請人は農業用施設用地への転用を計画されています。申請地は平成29年9月2日に農振除外されております。おおむね10ヘクタール以上の一団の区域



内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が農業用施設であることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

受付番号6番から11番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号6番から11番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。6番から11番、ないでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番、3番から11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第23号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書18ページをごらんください。

議案第23号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年5月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書19ページ、受付番号1番から議案書38ページ、受付番号54番までとなっております。受付番号1番から23番については貸借に係る案件、受付番号24番から31番については所有権移転に係る案件、受付番号32番から54番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。詳しくは別添3をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第23号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から23番について、ご質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転に係る受付番号24番から31番について、何かご質疑ありませんか。どうでしょうか、24番から31番まで。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、最後に、農地中間管理事業に係る受付番号32番から54番について、何かご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第23号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第6、議案第24号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書39ページをごらんください。

議案第24号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。令和元年5月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書40ページ、受付番号1番から議案書48ページ、受付番号21番まで、21件となっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第24号に対する質疑を一括して行います。何かご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第24号、農用地利用集積配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第24号、農用地利用集積配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本総会における議事事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについ

ては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時43分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 5月 7日

議 長

署名委員

署名委員